

幼稚園名 鈴鹿市立玉垣幼稚園

幼稚園長名 國分 由美子

### 学校感染症届出書 提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第19条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受けてください。感染のおそれなくなり、登園できるようになりましたら、保護者の方が下記の必要事項を記入し園へ御提出ください。

これは、園における蔓延予防の対策でありますので御理解ください。

学校において予防すべき感染症	
第一種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ（血清亜型がH5N1,H7N9に限る）
第二種	①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症

H27.1.21 施行

【インフルエンザの登園可能日】《幼稚園》

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症日 (発熱当日)	発熱期間								
			解熱しても 登園できません				登園可能		

(学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間の基準より)

### 学校感染症届出書

(宛先) 鈴鹿市立玉垣幼稚園長 \_\_\_\_\_ 組 名前 \_\_\_\_\_

【病名】 \_\_\_\_\_ インフルエンザの場合 [ A ・ B 型 ] ※受診した医療機関に確認してください

【療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【受診した医療機関名】 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

感染症とその出席停止期間（登園のめやす）

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。